

R 6 営繕 脇町高等学校 美・脇町 管理棟防水改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
共-01	営繕工事共通仕様書(1)		
共-02	営繕工事共通仕様書(2)		
共-03	営繕工事共通仕様書(3)		
B-001	特記仕様書1		
B-002	特記仕様書2		
B-003	付近見取図・配置図・仮設計画図・支障物件確認図		
B-004	1階平面図・支障物件確認図		
B-005	2階平面図・支障物件確認図		
B-006	3階平面図・支障物件確認図		
B-007	4階・R階平面図・支障物件確認図		
B-008	R階屋上平面図(改修前・改修後)		
B-009	R階屋上パラペット内壁図		
B-010	矩計図1		
B-011	屋上部分詳細図1(参考図)		
B-012	屋上部分詳細図2(参考図)		
B-013	屋上部分詳細図3(参考図)		
B-014	屋上部分詳細図4(参考図)		
B-015	概略工程表(参考)		

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
I. 工事概要	1. 工事名称	R 6 當舖 脇町高等学校 美・脇町 管理棟防水改修工事	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者を含む。）	◎受注者は、工期期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における避難防止の観点から、救護材の備付状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。		
	2. 工事場所	美馬市脇町大字脇町	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、「施工体制台帳等工事現場に備え置かなければならない。」 (2) 施工体系図の作成及び提示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の提示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「當轄県発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの上層（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上部に仮置きせず、設置又は取り下ろすまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 ◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。 ◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 ◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路に関する既設構造物に対して被害を生ずるおそれがある場合は、当該構造物およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠裝填車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠裝填車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある		
3. 建物概要	建物名称 徳島県立脇町高等学校 構造・規模 R C 4 層建 敷地面積 一 延床面積 延べ面積2 9 1 4 . 00㎡ 防水改修面積約5 6 5 . 00㎡ 消防法施行令別表第1の区分 (7) 高等学校	4. 工事種目	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けなければならない。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監視技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監視技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建設発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事に伴う発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び骨髄材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン剤の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニュアル）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	11. 交通安全管理	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事に伴う発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び骨髄材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン剤の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニュアル）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	12. 発生材の処理等
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	11. 営繕工事共通仕様書	10. 施工中の安全確保	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの乗台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業票」を監督員に提出すること。				

_____	_____
-------	-------

 工 藤 誠 一 郎 建 築 地 域 研 究 所 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES	福 沢 設計年月日
〒7710-0011 徳島市南佐佐木1番町4-1-4 TEL 089-825-8346 FAX 089-856-2206 工藤誠一郎	

工事名称 R 6 當舖 脇町高等学校 美・脇町 管理棟防水改修工事	開 発 者 氏 名 監 理 者 氏 名 工 務 課 一 部
図面名称 営繕工事共通仕様書(1)	共 一 0 1

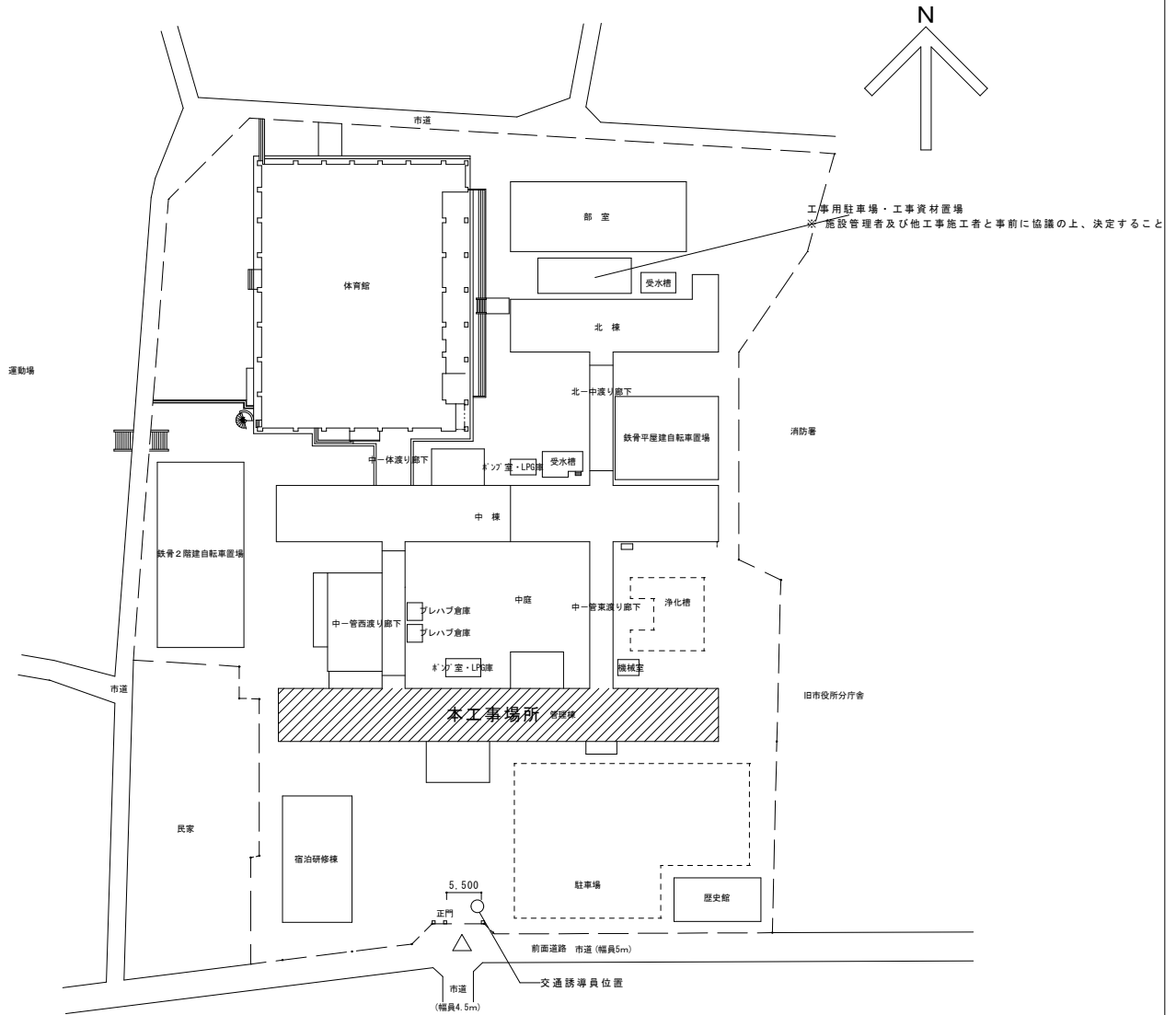
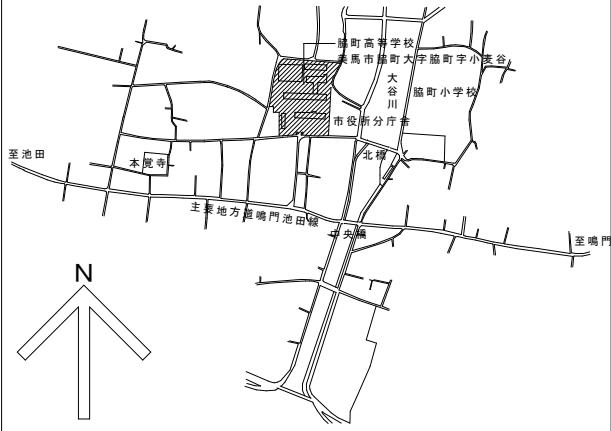
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																					
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全写真又は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第26号で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージョン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の品質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制の許可地等である不適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託し行うこととする。特記に主工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>																											
13.	材料・製品等				<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正當な理由を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持株可能の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している業者が証明書を平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎塵土等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事については、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場等にて加工、製造された製品 <p>注1 部材、部材が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造された製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づき許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要項」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	16.	建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工用建設機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.10国総経第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明書、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を使用することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより評価された排出ガス浄化装置は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場管理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び影響等に分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び影響等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジンの車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴収要領が行う使用態様の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔現場の実施を希望する場合は、「審議工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「審議工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合は、本工事後「任意取扱いの県産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲示するとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、設置場所に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、設置場所に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合は、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策、施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更面所一覽表の内容については、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には、全ての設計変更指定及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分私検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事後完了、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	17.	遠隔現場の試行		18.	工事看板等	
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																											
3千万円未満	—	1回																											
3千万円以上5千万円未満	—	2回																											
5千万円以上1億円未満	1回	2回																											
1億円以上	2回	3回																											
			14.	化学物質を発生する建築材料等		19.	仮設トイレ																						
			15.	施工		20.	設計変更面所確認																						
						21.	工事検査及び技術検査																						

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保金に関する資料 <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁普請部監修「普請工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとす。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手紙版又はサービサイズ	施 工 中	カラー、手紙版又はサービサイズ	完 成 写 真	カラー、手紙版又はサービサイズ				
	区 分	サ イ ズ												
	着 手 前	カラー、手紙版又はサービサイズ												
	施 工 中	カラー、手紙版又はサービサイズ												
	完 成 写 真	カラー、手紙版又はサービサイズ												
23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													

I. 改修工事特記仕様書

Main table with columns for '項目' (Item), '特記事項' (Remarks), '項目' (Item), '特記事項' (Remarks), '項目' (Item), and '特記事項' (Remarks). It details construction specifications for items like '1. 施工条件', '2. 重要部品等', '3. 施工調査', '4. 交通誘導整備', '5. 産業廃棄物の処理', '6. 他工事との取り合い', '7. 技能士の適用', '8. 改修一般共通事項', '9. 改修工事', '10. 改修工事', '11. 改修工事', '12. 改修工事', '13. 改修工事', '14. 改修工事', '15. 改修工事', '16. 改修工事', '17. 改修工事', '18. 改修工事', '19. 改修工事', '20. 改修工事', '21. 改修工事', '22. 改修工事', '23. 改修工事', '24. 改修工事', '25. 改修工事', '26. 改修工事', '27. 改修工事', '28. 改修工事', '29. 改修工事', '30. 改修工事', '31. 改修工事', '32. 改修工事', '33. 改修工事', '34. 改修工事', '35. 改修工事', '36. 改修工事', '37. 改修工事', '38. 改修工事', '39. 改修工事', '40. 改修工事', '41. 改修工事', '42. 改修工事', '43. 改修工事', '44. 改修工事', '45. 改修工事', '46. 改修工事', '47. 改修工事', '48. 改修工事', '49. 改修工事', '50. 改修工事', '51. 改修工事', '52. 改修工事', '53. 改修工事', '54. 改修工事', '55. 改修工事', '56. 改修工事', '57. 改修工事', '58. 改修工事', '59. 改修工事', '60. 改修工事', '61. 改修工事', '62. 改修工事', '63. 改修工事', '64. 改修工事', '65. 改修工事', '66. 改修工事', '67. 改修工事', '68. 改修工事', '69. 改修工事', '70. 改修工事', '71. 改修工事', '72. 改修工事', '73. 改修工事', '74. 改修工事', '75. 改修工事', '76. 改修工事', '77. 改修工事', '78. 改修工事', '79. 改修工事', '80. 改修工事', '81. 改修工事', '82. 改修工事', '83. 改修工事', '84. 改修工事', '85. 改修工事', '86. 改修工事', '87. 改修工事', '88. 改修工事', '89. 改修工事', '90. 改修工事', '91. 改修工事', '92. 改修工事', '93. 改修工事', '94. 改修工事', '95. 改修工事', '96. 改修工事', '97. 改修工事', '98. 改修工事', '99. 改修工事', '100. 改修工事'.

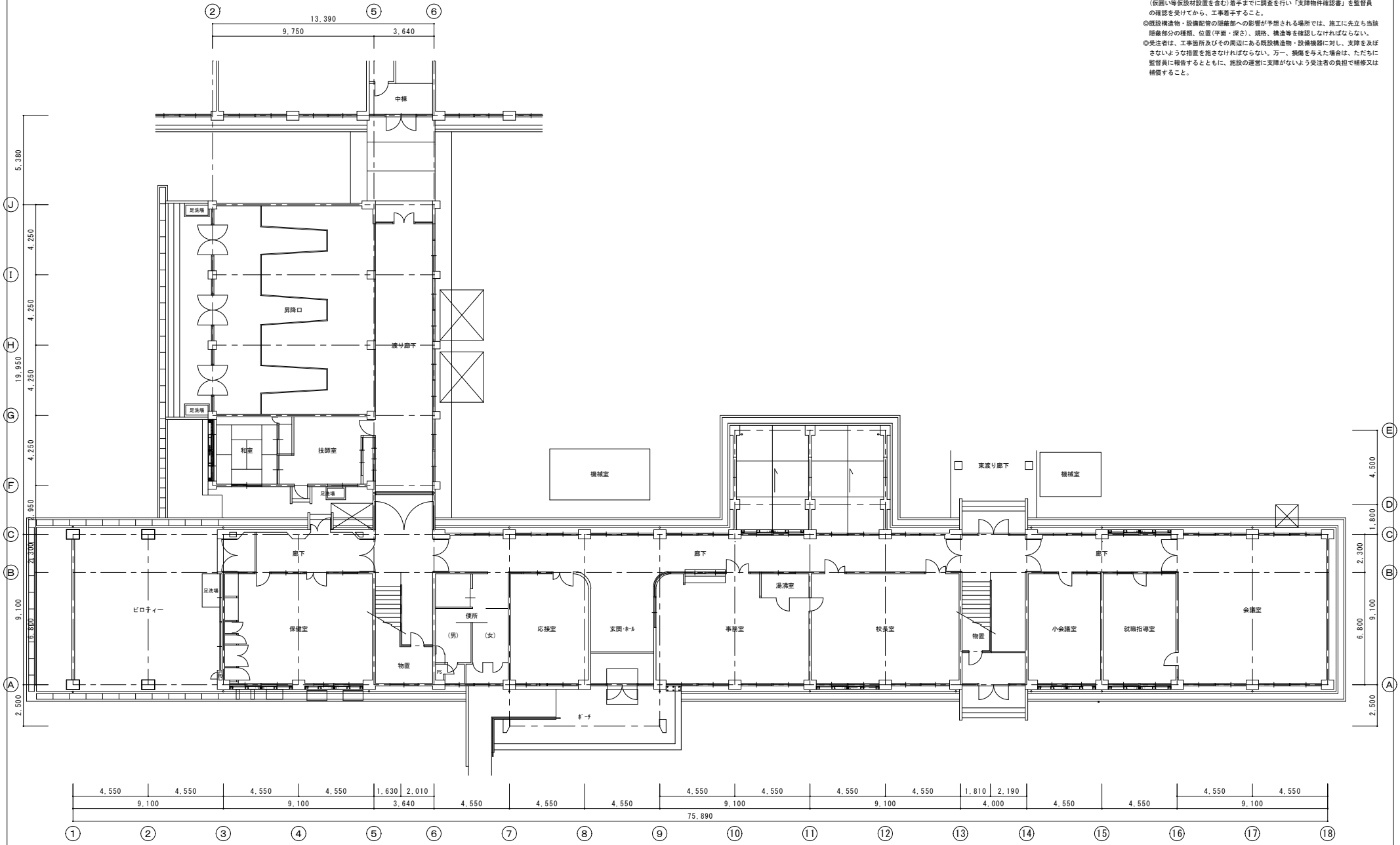
項 目		特 記 事 項					項 目		特 記 事 項					項 目		特 記 事 項																																																																																																		
3 章 防 水 改 修 工 事	1. 一般事項	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(上層(○)養生・下層天井養生・その他())とする。</p>					3 章 防 水 改 修 工 事	区 分	S(S1)-F1	S(S1)-F2	S(S1)-M1	S(S1)-M2	S-C1	4 章 エ コ ノ ミ ク 工 事	1. 屋上学校サイン	<p>◎防水改修の塩ビシートの上に14,000×4,000の規格+3文字を表示。 校名サインは高強度再粘性反射フィルムで地色・文字を貼付。 仕様は専門業者の仕様による。ヘリサインの規格等を要確認のこと。 ◎屋上の標示した位置に標示する。ただし、詳細な位置は現場打合せにより監督員の承認を得ること。 ◎施工にあたり安全先注担当者、既設建物管理者および使用者と施工手続、工程、注意事項について協議し、第三者に対する安全対策を行うこと。 ◎標示文字をレイアウトし、監督員等の承認を受けて製作すること。 ◎作業に影響する既存の備品類、設備等については、養生または損傷を考慮しないように取り外し、作業後速やかに再取付のこと。</p>																																																																																																		
	2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>工 法</th> <th>S4S工法(備補)</th> <th>S4S工法(接着)</th> <th>POS工法(機械)</th> <th>POS工法(接着)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td>管理棟屋根平場部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>管理棟屋根立上部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の修繕及び処置</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						工 程	工 法	S4S工法(備補)	S4S工法(接着)	POS工法(機械)	POS工法(接着)		1 既存保護層(立上り部等)撤去等	管理棟屋根平場部					2 既存保護層(平場)撤去等	管理棟屋根立上部					3 既存断熱層撤去等						4 既存防水層(立上り部等)撤去等			○			5 既存防水層(平場)撤去等				○		6 既存下地の修繕及び処置		○	○			7 防水層の新設		○	○			8 断熱材の新設						9 保護層の新設						下地処理	養生4.4(a)又は改修仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り	平場接着法	接着剤塗布	固定金具	接着剤	断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く敷設し固定する	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを張り付ける	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形収収物は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける	S-F1と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形収収物は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形収収物は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける																															
工 程	工 法	S4S工法(備補)	S4S工法(接着)	POS工法(機械)	POS工法(接着)																																																																																																													
1 既存保護層(立上り部等)撤去等	管理棟屋根平場部																																																																																																																	
2 既存保護層(平場)撤去等	管理棟屋根立上部																																																																																																																	
3 既存断熱層撤去等																																																																																																																		
4 既存防水層(立上り部等)撤去等			○																																																																																																															
5 既存防水層(平場)撤去等				○																																																																																																														
6 既存下地の修繕及び処置		○	○																																																																																																															
7 防水層の新設		○	○																																																																																																															
8 断熱材の新設																																																																																																																		
9 保護層の新設																																																																																																																		
3. 既存下地の修繕材料	<p>◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。</p> <p>◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は()とする。</p> <p>◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。</p>					増	増	増	増	増	増	5 章 装 修 工 事	1. 一般事項	<p>◎防水材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不抽出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発熱量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発熱量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p>																																																																																																				
4. ルーフドレン廻りの処理	<p>◎ルーフドレンの端部から(500mm(○300mm))の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。</p>					重	重	重	重	重	重	6 章 環 境 配 慮 等 (G リ ン)改 修 工 事	1. アスベスト含有建材の処理工事	<p>◎関係法令、都道府県の条例等遵守すること。</p> <p>◎石綿はく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に提示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸す(ない))</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石棉事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・「事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に提示する。」 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に提示する。 ・「作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に提示する。」 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立ち入り禁止について、作業場の見やすい箇所に提示する。</p>																																																																																																				
5. 既存下地の修繕及び処理	<p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は開示する。</p>					7. 塗膜防水	7. 塗膜防水	7. 塗膜防水	7. 塗膜防水	7. 塗膜防水	7. 塗膜防水		1. 一般事項	<p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 室内中の繊維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による低精度、分級測定結果による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を()即作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期()</p>																																																																																																				
6. 合成高分子系ルーフィング防水	<p>◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 法</th> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">シ ー ト</th> <th colspan="2">断 熱 材</th> <th rowspan="2">施 工 箇 所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>厚 さ</th> <th>種 類</th> <th>厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">POS SAS</td> <td>S-F1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">建物立上部廻り</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>(S-F2)</td> <td>塩化ビニル樹脂系 ルーフィングシート</td> <td>1.5 mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(S-M2)</td> <td>塩化ビニル樹脂系 ルーフィングシート</td> <td>1.5 mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SSS</td> <td>S-F1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">屋根平場部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>S-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">MAS</td> <td>S-M1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">POS1 S3S1 S4S1 MAS1</td> <td>S1-F1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S1-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S1-M1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S1-M2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					工 法	種 別	シ ー ト		断 熱 材		施 工 箇 所	備 考	種 類	厚 さ	種 類	厚 さ	POS SAS	S-F1					建物立上部廻り		(S-F2)	塩化ビニル樹脂系 ルーフィングシート	1.5 mm			S-M1					(S-M2)	塩化ビニル樹脂系 ルーフィングシート	1.5 mm			SSS	S-F1					屋根平場部		S-F2					MAS	S-M1							S-M2							POS1 S3S1 S4S1 MAS1	S1-F1							S1-F2							S1-M1							S1-M2							接合部	接合剤	接着剤	接着剤又は溶剤溶着	接着剤	接合部	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	接着剤	接合部	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	接着剤
工 法	種 別	シ ー ト		断 熱 材				施 工 箇 所	備 考																																																																																																									
		種 類	厚 さ	種 類	厚 さ																																																																																																													
POS SAS	S-F1					建物立上部廻り																																																																																																												
	(S-F2)	塩化ビニル樹脂系 ルーフィングシート	1.5 mm																																																																																																															
	S-M1																																																																																																																	
	(S-M2)	塩化ビニル樹脂系 ルーフィングシート	1.5 mm																																																																																																															
SSS	S-F1					屋根平場部																																																																																																												
	S-F2																																																																																																																	
MAS	S-M1																																																																																																																	
	S-M2																																																																																																																	
POS1 S3S1 S4S1 MAS1	S1-F1																																																																																																																	
	S1-F2																																																																																																																	
	S1-M1																																																																																																																	
	S1-M2																																																																																																																	
7. 合成高分子系ルーフィング防水	<p>◎仕上げ塗料の種類(学校サイン:アクリルウレタン系) 使用量()</p> <p>◎覆り直下の歩行路部: 防滑ビニルシート厚2.5貼、接着工法(主材料製造所の仕様)とする。</p> <p>S-M2にウレタン樹脂系接着剤にて全面接着、継目及び端部にはウレタン樹脂系シート打ちとする。</p> <p>◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速$V=1.3(6)$m/s 地震相模度区分(1・II・III・IV)</p> <p>◎絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質は、(発泡ポリエチレンシート・)とする。</p> <p>◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シート材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎固定金具 材質(ステンレス鋼板、防錆処理した鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの)形状寸法(メーカーの仕様による)</p>					仕上げ塗料	・非歩行用(シルバー2回塗り) ・軽歩行用	保護コンクリート	◎特記仕様書、改標仕及び欄仕以外は、主材料製造所の仕様による。 <p>◎脱気装置の仕様: ステンレス製炭素、主材料製造所の仕様による</p> <p>◎ルーフィングの材質規格: 改修用塩ビドレン、主材料製造所の仕様による</p> <p>◎工 法: 種 別: X-2</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗料等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>仕 上 塗 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">POX</td> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(LAX)</td> <td>X-1</td> <td>設備・サインCON基礎</td> <td>現状X-2塗膜防水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(X-2)</td> <td>パラペット立上・笠木面</td> <td>現状防水材X-2塗膜防水補修面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PIY</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PZY</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>パラペット立上・笠木面</td> <td>現状防水モルタル面</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	POX	X-1				X-2				(LAX)	X-1	設備・サインCON基礎	現状X-2塗膜防水		(X-2)	パラペット立上・笠木面	現状防水材X-2塗膜防水補修面		PIY	Y-2				PZY	Y-2				種 別	施 工 箇 所	備 考	X-1			X-2	パラペット立上・笠木面	現状防水モルタル面	仕上り部 立上り部 の末端部処理	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	接着剤	接合部	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	接着剤	接合部	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	テープ状シート又は接着剤	継状又は液状シート	接着剤																																													
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																																																																																														
POX	X-1																																																																																																																	
	X-2																																																																																																																	
(LAX)	X-1	設備・サインCON基礎	現状X-2塗膜防水																																																																																																															
	(X-2)	パラペット立上・笠木面	現状防水材X-2塗膜防水補修面																																																																																																															
PIY	Y-2																																																																																																																	
PZY	Y-2																																																																																																																	
種 別	施 工 箇 所	備 考																																																																																																																
X-1																																																																																																																		
X-2	パラペット立上・笠木面	現状防水モルタル面																																																																																																																
8. シーリング	<p>◎ルーフトレーン、配管等の取合いは防水下地材に応じたシーリング材で措置を講ずる。</p> <p>◎特記仕様書、改標仕及び欄仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被覆体及びシーリングの種類により使い分けすること。</p> <p>◎監督員は、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等(行う・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易(等)性試験・引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種別及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>改 修 工 法</th> <th>寸 法</th> <th>接 着 試 験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリアルサイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>MS-2</td> <td>屋上防水廻り</td> <td>再充填工法</td> <td>15×10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>PR-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					記 号	材 質	既 存	施 工 箇 所	改 修 工 法	寸 法	接 着 試 験	SR-1	1成分シリコン系						SR-2	2成分シリコン系						PS-2	ポリアルサイド系						MS-2	変成シリコン系	MS-2	屋上防水廻り	再充填工法	15×10	○	PR-2	ポリウレタン系						8. シーリング	8. シーリング	8. シーリング	8. シーリング	8. シーリング		1. 一般事項	<p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																											
記 号	材 質	既 存	施 工 箇 所	改 修 工 法	寸 法	接 着 試 験																																																																																																												
SR-1	1成分シリコン系																																																																																																																	
SR-2	2成分シリコン系																																																																																																																	
PS-2	ポリアルサイド系																																																																																																																	
MS-2	変成シリコン系	MS-2	屋上防水廻り	再充填工法	15×10	○																																																																																																												
PR-2	ポリウレタン系																																																																																																																	
9. 漏水試験	<p>◎屋内については、漏水試験を行う。</p>					9. 漏水試験	9. 漏水試験	9. 漏水試験	9. 漏水試験	9. 漏水試験	9. 漏水試験																																																																																																							
10. 防水保証	<p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7(○10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>					10. 防水保証	10. 防水保証	10. 防水保証	10. 防水保証	10. 防水保証	10. 防水保証																																																																																																							



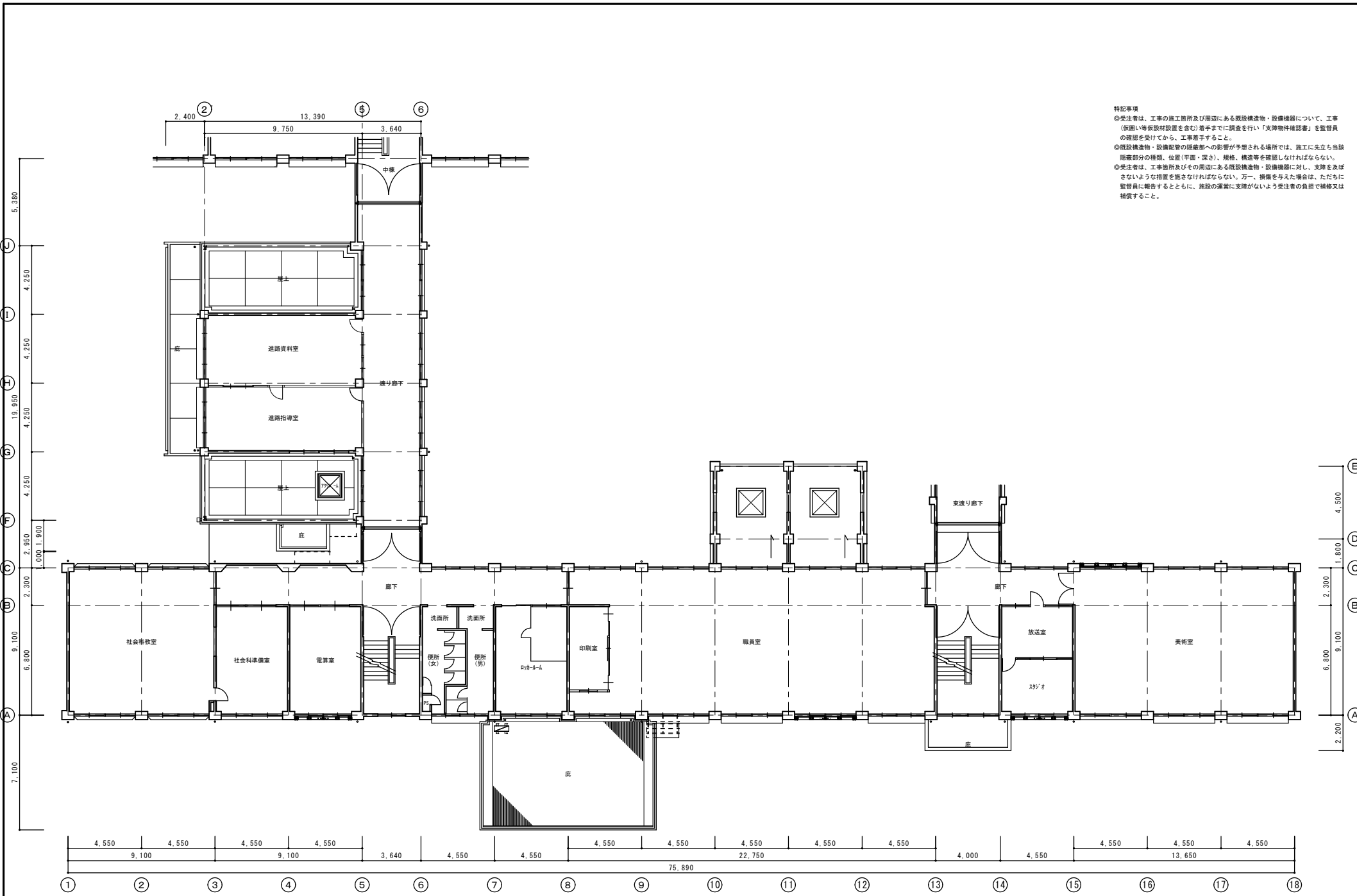
工所用駐車場・工事資材置場
※施設管理者及び他工事施工者と事前協議の上、決定すること

特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備配管の隠蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該隠蔽部分の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を考えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備配管の隠蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該隠蔽部分の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

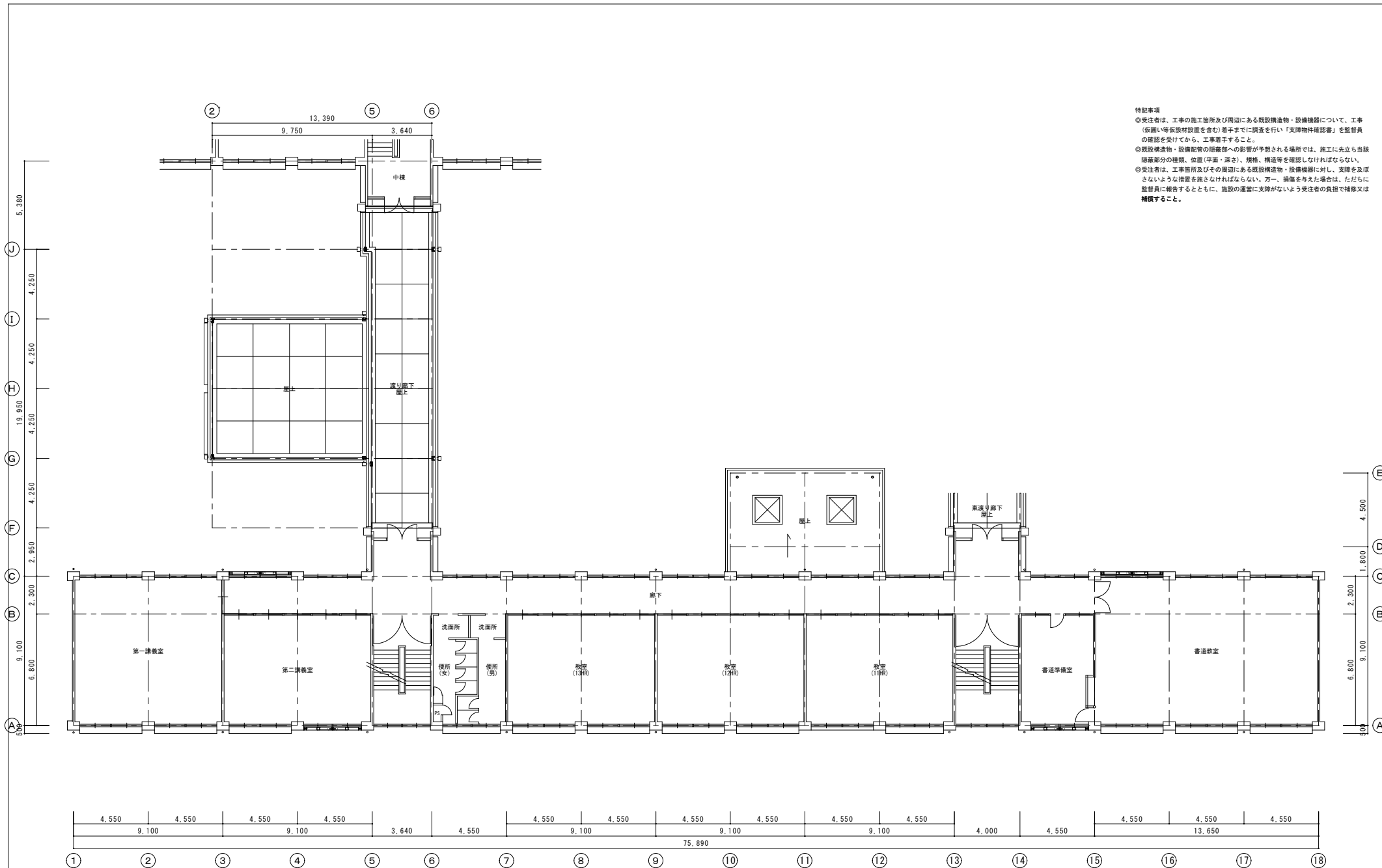


1階平面図 1/150



特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備配管の隠蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該隠蔽部分の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

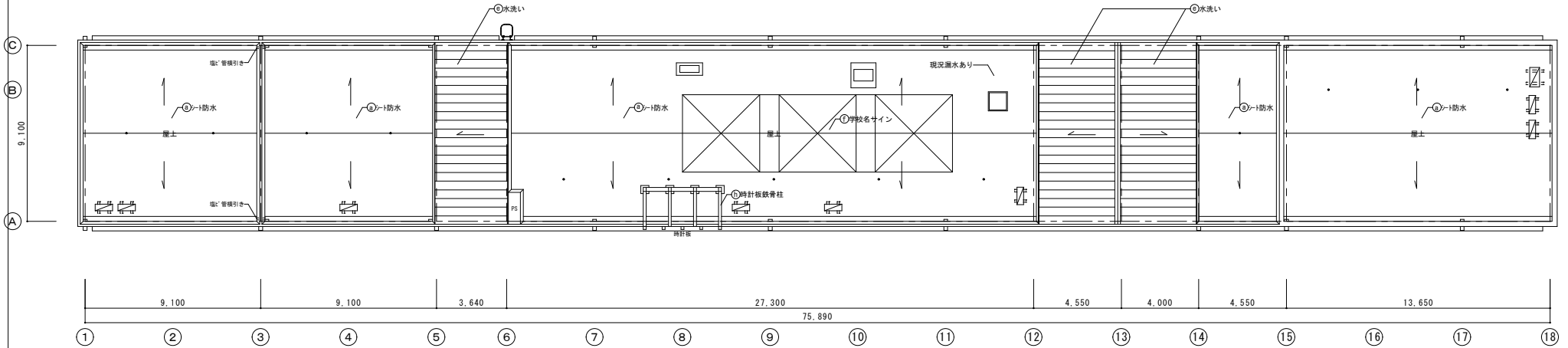
2階平面図 1/150



特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備配管の隠蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該隠蔽部分の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

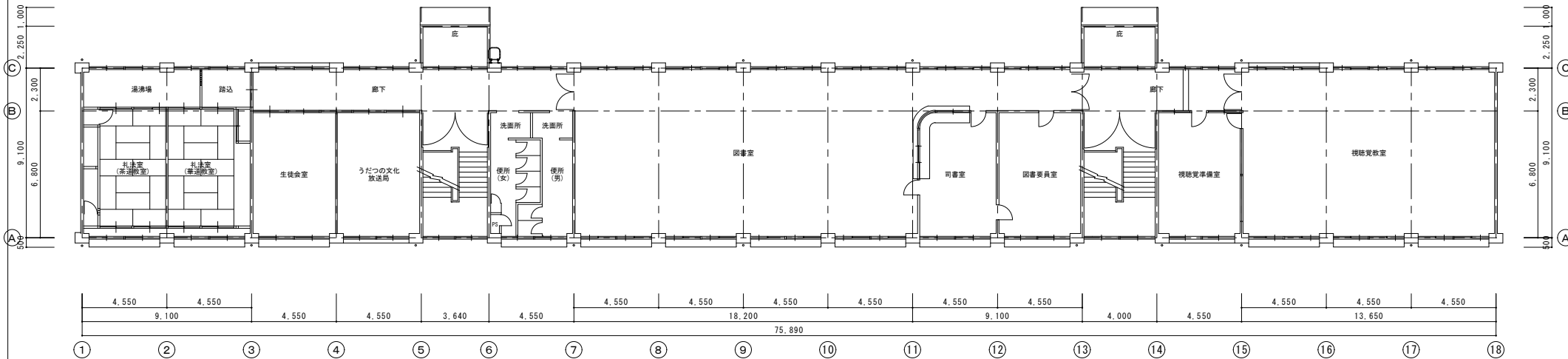
3階平面図 1/150

凡例番号	既設面	改修概要	工事概要	凡例番号	既設面	改修概要
㉔	屋上(平部・立上部)：前回防水改修S4S	S4S(機械)平部：S-M2、立上部：S-F2	㉑	学校名サイン：14000×4000 高輝度再帰性反射フィルム貼	屋上防水改修S4S(機械)平部：S-M2 施工後に学校名14000×4000新規	
㉕	nフラット：毛引引付(一部)塗膜防水補修	水洗い 下地調整の上 塗膜防水X-2 (一部塗膜防水面) L4X 塗膜防水X-2	㉒	PS上部カバー：鋼板 S・OP塗面	ケレン 錆止めの上 D・P塗り	
㉖	庇(平部・立上部)：防水毛引引付	水洗い 下地調整の上 塗膜防水X-2 (別途外壁改修工事)	㉓	配管・配管固定金具・積み金物・スチール部(登箱等)：屋上時計板鉄骨柱：S・OP塗面	ケレン 錆止めの上 D・P塗り	
㉗	設備・サインのON基礎：前回防水改修X-2	L4X 塗膜防水X-2				
㉘	屋根：垂れめっき鋼板瓦葺き面	水洗い				
		シーリング打ち直し(防水押え金物取合い部・塗膜防水立上部ドレイン部配管等取合)				



R階平面図 1/150

特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備配管の隠蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該隠蔽部分の種類、位置(平面・高さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を考えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

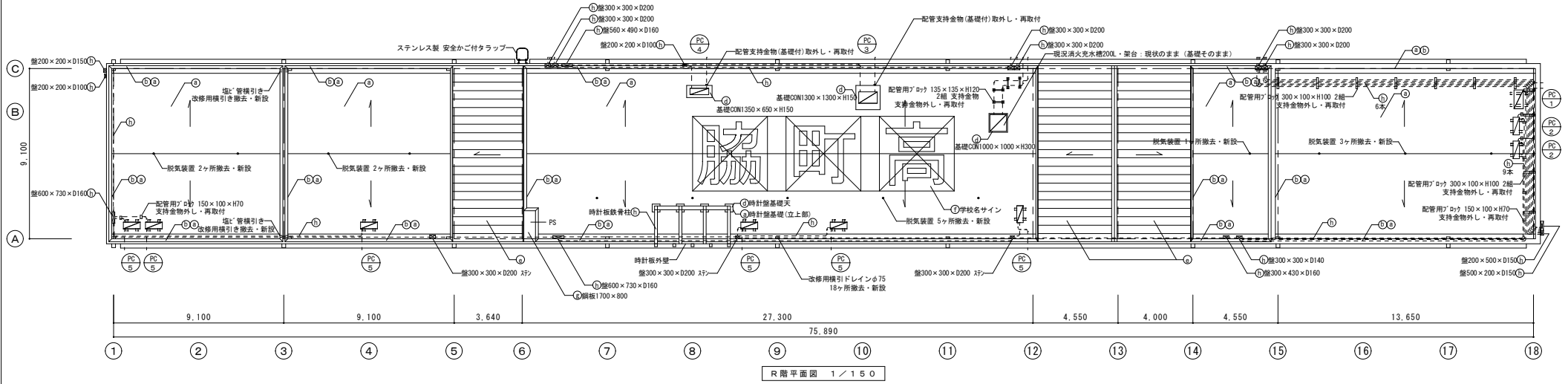


4階平面図 1/150

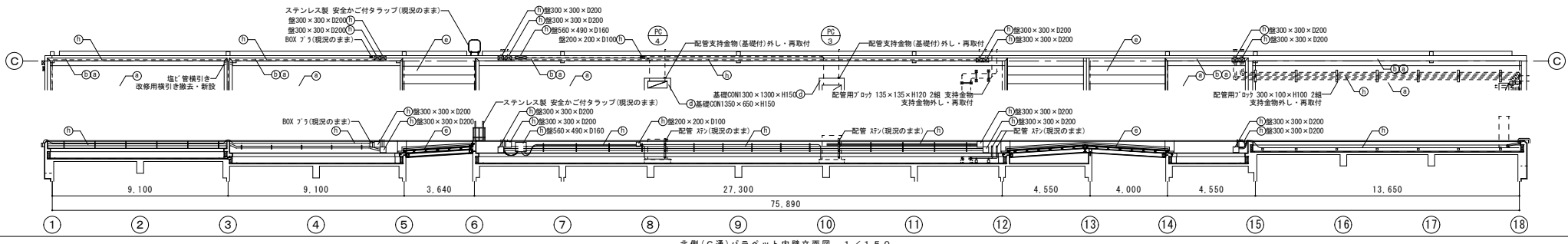
凡例番号	既設面	改修概要	工事概要	凡例番号	既設面	改修概要
㉔	屋上(平部・立上部)：前回防水改修S4S	S4S(機械)平部：S-M2、立上部：S-F2	㉑	学校名サイン：1400×400 高輝度再輝性反射フィルム貼	屋上防水改修S4S(機械)平部：S-M2 施工後に学校名1400×400新規	
㉕	n5'ット：毛糸刷毛引引シ収付(一部)塗膜防水補修	水洗い 下地調整の上 塗膜防水X-2(一部塗膜防水面) L4X 塗膜防水X-2	㉒	PS上部カバー：SOP塗面	ケレン、錆止めの上、DP塗り	
㉖	庇(平部・立上部)：防水毛糸巻引付	水洗い 下地調整の上 塗膜防水X-2(別途外壁改修工事)	㉓	配管・配管固定金具・積み金物・スチール部(壁等)：屋上時計板鉄骨柱：SOP塗面	ケレン、錆止めの上、DP塗り	
㉗	設備・サインCON基礎：前回防水改修X-2	L4X 塗膜防水X-2				
㉘	屋根：垂れめつき鋼板瓦葺き面	水洗い				
		シーリング打ち直し(防水押え金物取合い部・塗膜防水立上部ドレイン部配管等取合)				

空調室外機器表(撤去・新設・取外し・再取付：別途空調工事)コンクリート打設基礎防水は本工事

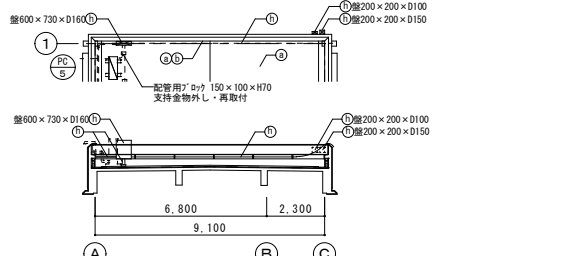
(凡例)	仕 様	数量
㉑	既設エアコン室外機 定格冷房能力：20.0kw (P224P形)	
1	取外し再取付(コンクリートブロック・クッション用ゴムベース共)	1
㉒	既設エアコン室外機 定格冷房能力：20.0kw (P224P形)	
2	取外し再取付(コンクリートブロック・クッション用ゴムベース共)	2
㉓	既設エアコン室外機撤去 定格冷房能力：20.0kw (P224P形)	
3	新設室外機設置(コンクリート打設基礎X-2塗膜防水)	1
㉔	既設エアコン室外機撤去 定格冷房能力：12.5kw (P140形)	
4	新設室外機設置(コンクリート打設基礎X-2塗膜防水)	1
㉕	既設エアコン室外機 定格冷房能力：12.5kw (P140形)	
5	取外し再取付(コンクリートブロック・クッション用ゴムベース共)	6



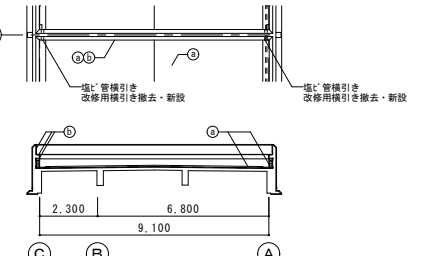
凡例番号	既設面	改修概要	工事概要	凡例番号	既設面	改修概要
㉑	屋上(平部・立上部)：前回防水改修S4S	S4S(機械)平部：S-M2、立上部：S-F2	㉑ 学校名サイン：14000×4000 高輝度再帰性反射フィルム貼	㉑	屋上防水改修S4S(機械)平部：S-M2 施工後に学校名14000×4000新規	
㉒	ハット：毛引引け付(一部)塗膜防水補修	水洗い 下地調整の上 塗膜防水X-2 (一部塗膜防水面) L4X 塗膜防水X-2	㉒ P.S.上部分一部板 S.O.P.塗面	㉒	ケレン 錆止めの上 D.P.塗り	
㉓	庇(平部・立上部)：防水毛引引け付	水洗い 下地調整の上 塗膜防水X-2 (別途外壁改修工事)	㉓ 配管・配管固定金具・張り金物・スチール部(登等)等)屋上時計板鉄骨柱・S.O.P.塗面	㉓	ケレン 錆止めの上 D.P.塗り	
㉔	設備・サインC.O.V.基礎：前回防水改修X-2	L4X 塗膜防水X-2				
㉕	屋根：垂れめっき銅板瓦葺き	水洗い				
		シーリング打ち直し(防水押え金物取合い部・塗膜防水立上部ドレイン部配管等取合)				



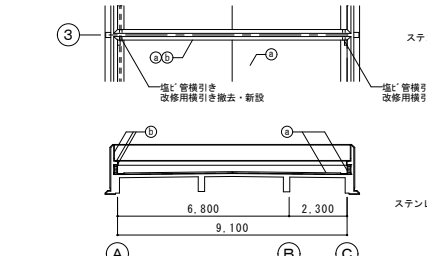
北側(C通)バラベットの内壁立面図 1/150



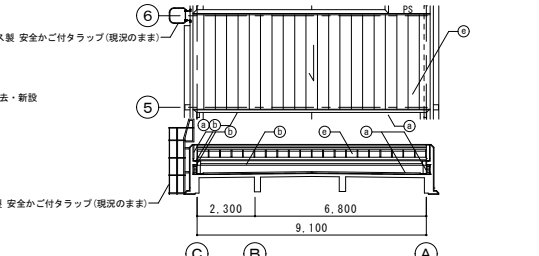
西側(1通)バラベットの内壁立面図 1/150



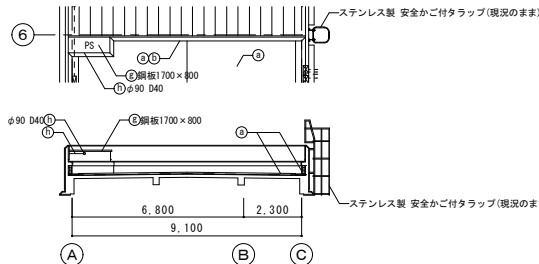
東側(3通)バラベットの内壁立面図 1/150



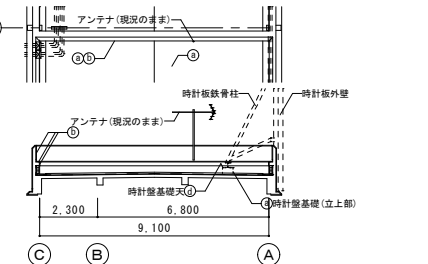
西側(3通)バラベットの内壁立面図 1/150



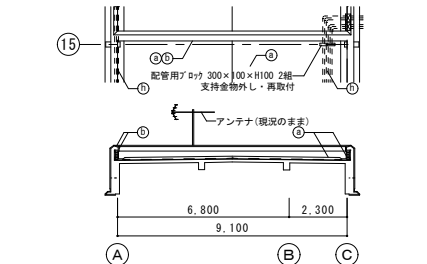
東側(6通)バラベットの内壁立面図 1/150



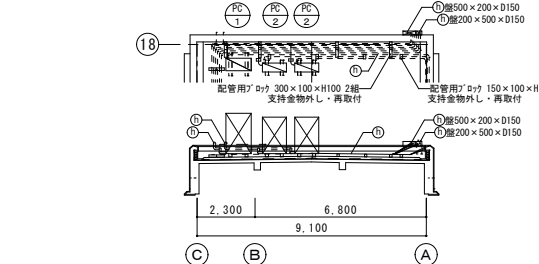
西側(6通)バラベットの内壁立面図 1/150



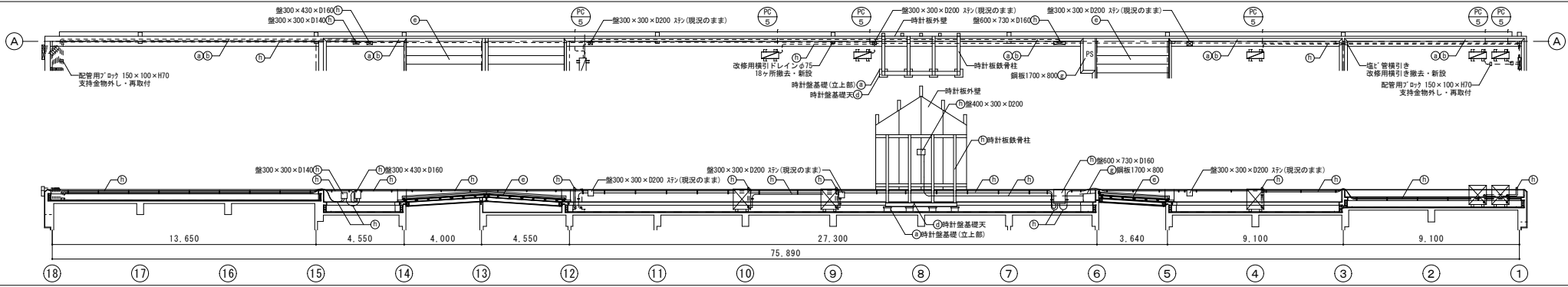
東側(15通)バラベットの内壁立面図 1/150



西側(15通)バラベットの内壁立面図 1/150

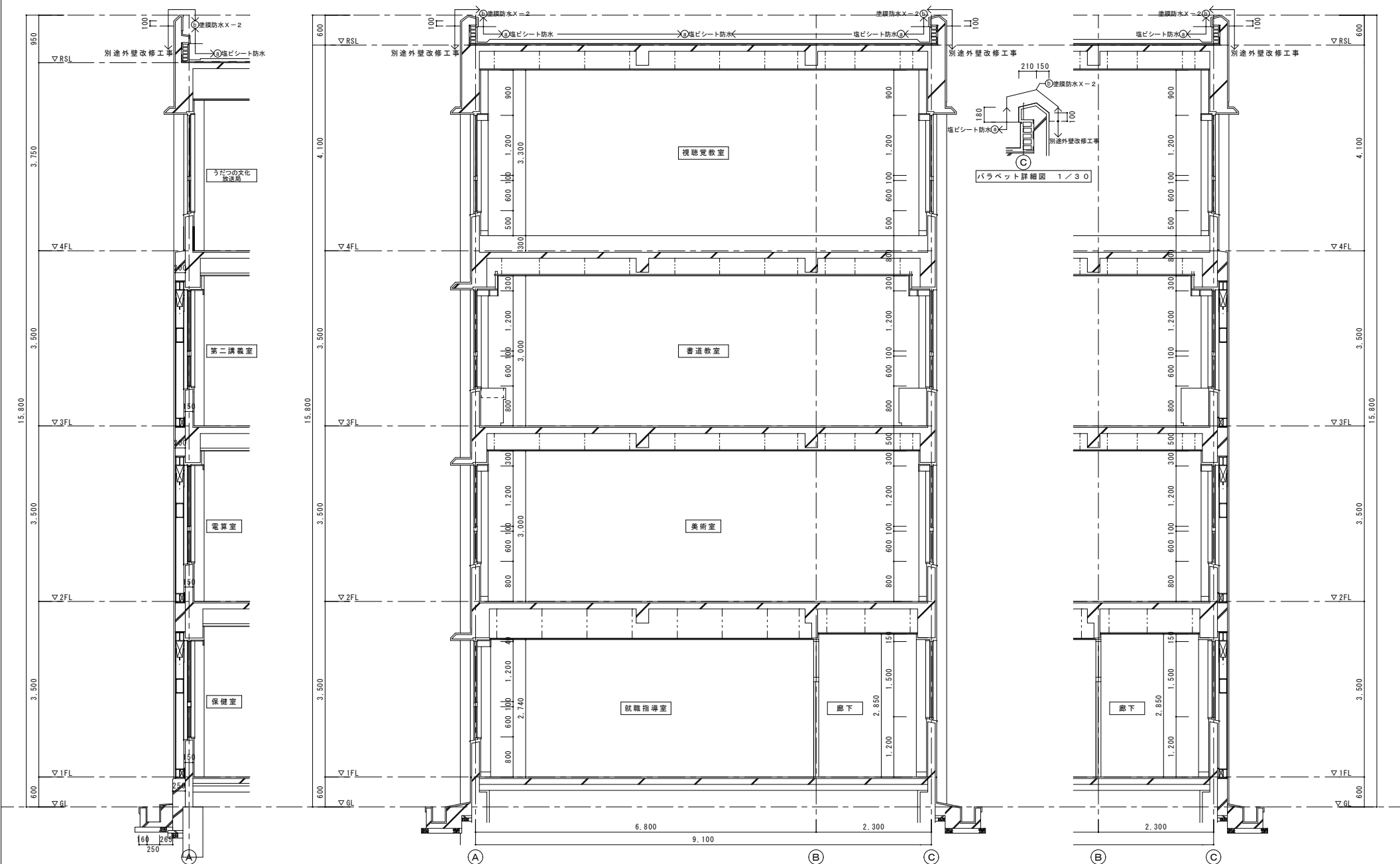


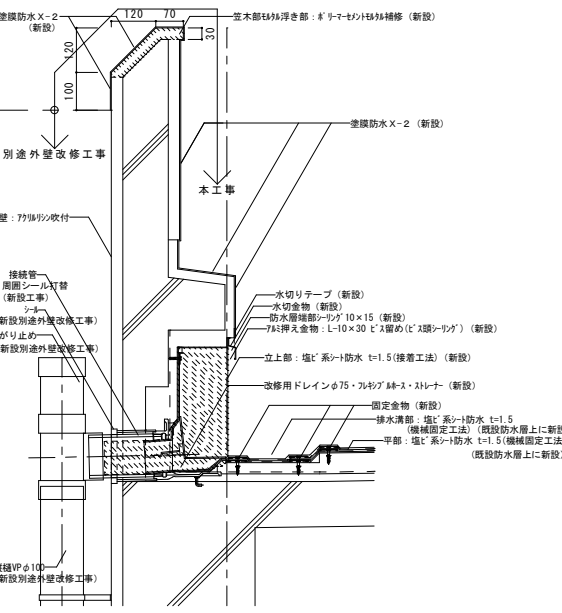
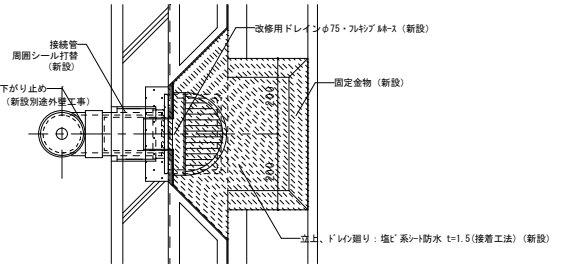
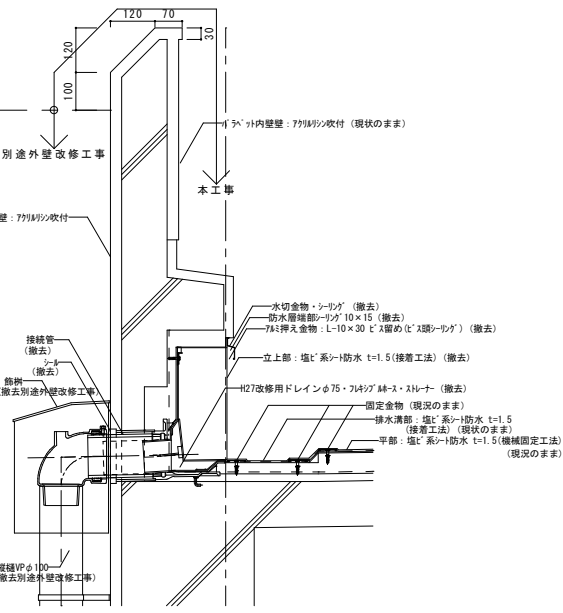
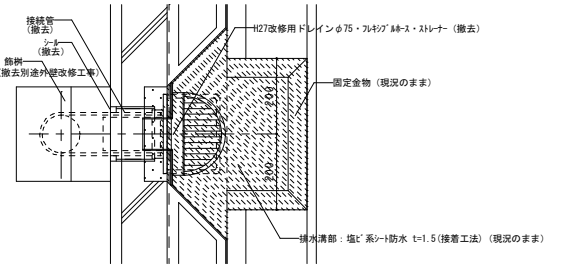
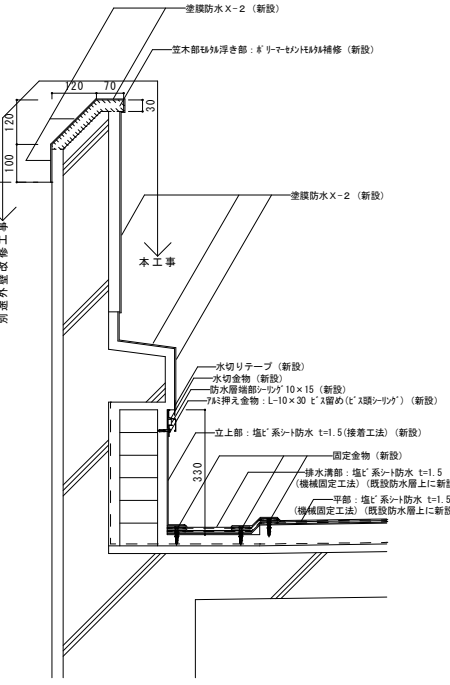
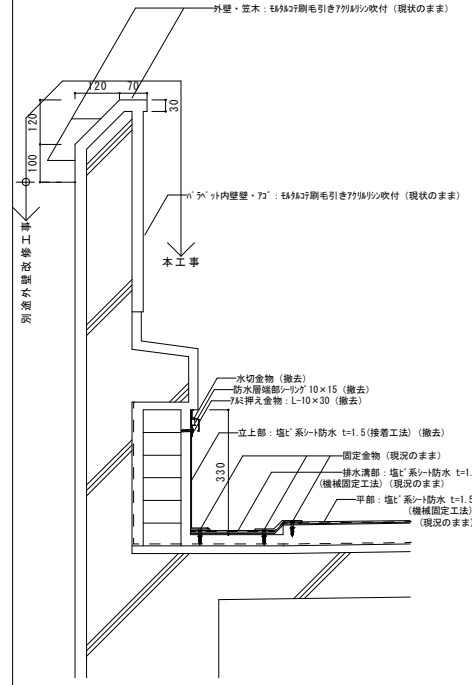
東側(18通)バラベットの内壁立面図 1/150

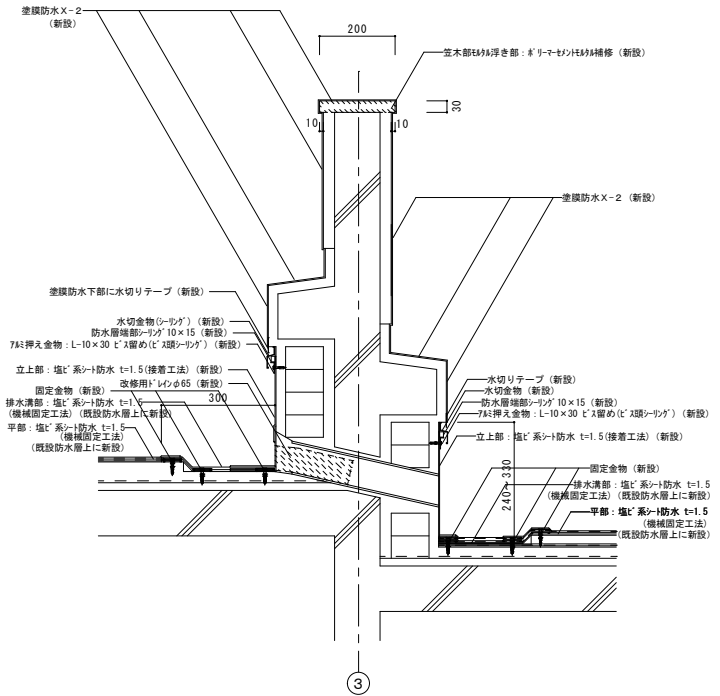
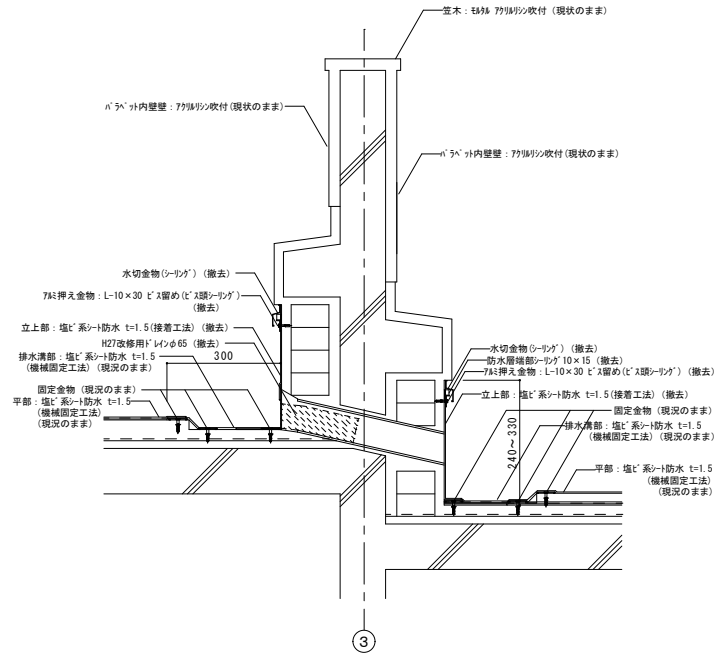


南側(A通)バラベットの内壁立面図 1/150

凡例番号	既設面	改修概要	工事概要	既設面	改修概要
㉑	屋上(平部・立上部)：前回り防水改修 S4 S	S4 S (機械) 平部：S-M2、立上部：S-F2	㉑	学校名サイン：14000×4000 高輝度再帰性反射フィルム貼	屋上防水改修 S4 S (機械) 平部：S-M2 施工後に学校名14000×4000新規
㉒	ハット：毛糸刷毛引込付(一部)塗膜防水補修	水洗い 下地調整の上 塗膜防水 X-2 (一部塗膜防水面) L4 X 塗膜防水 X-2	㉒	P S 上部カバー：SOP 塗面	ケレン、養生の上、DP塗り
㉓	庇(平部・立上部)：防水毛糸引込付	水洗い 下地調整の上 塗膜防水 X-2 (別途外壁改修工事)	㉓	配管・配管固定金具・積み金物・スチール部(壁等)：屋上時計板鉄骨柱：SOP 塗面	ケレン、養生の上、DP塗り
㉔	設備・サイン CON 基礎：前回り防水改修 X-2	L4 X 塗膜防水 X-2			
㉕	屋根：垂れめつき銅板瓦葺屋面	水洗い			
		シーリング打ち直し (防水押え金物取合い部・塗膜防水立上り部ドレイン部配管等取合)			







工藤誠一郎建築地域研究所
SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES

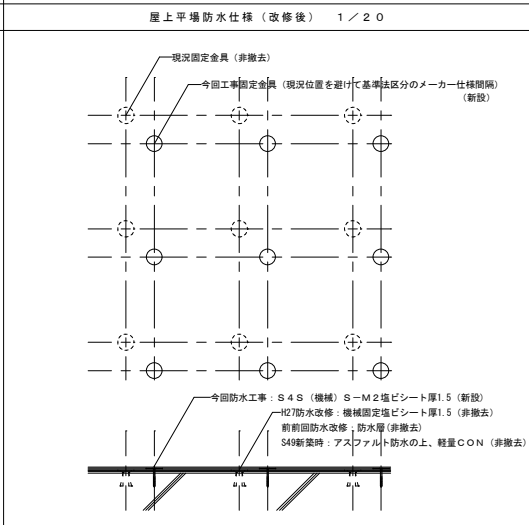
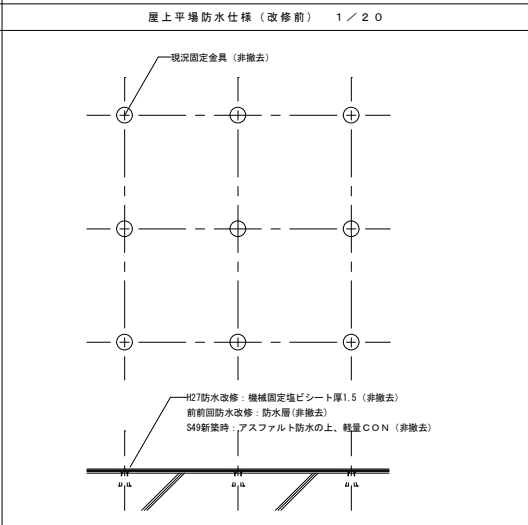
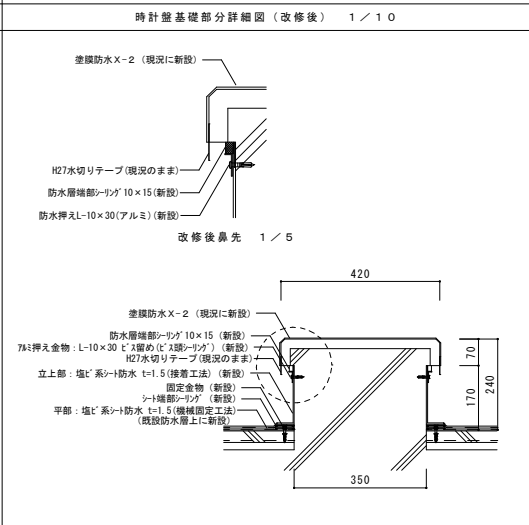
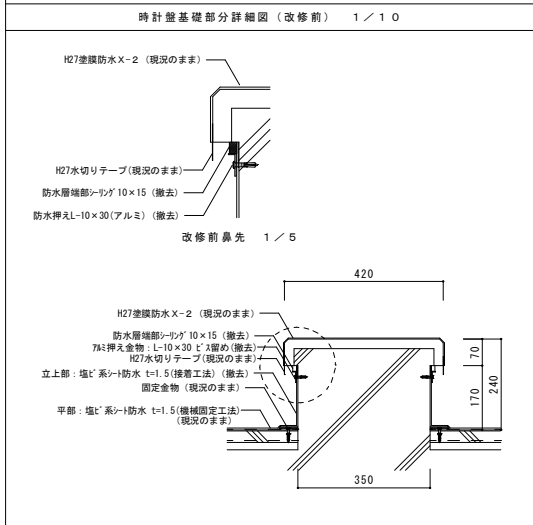
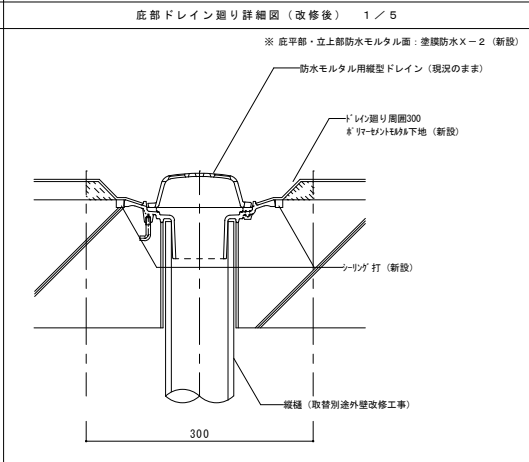
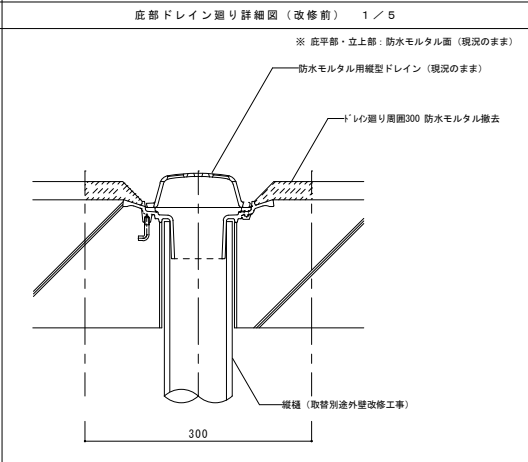
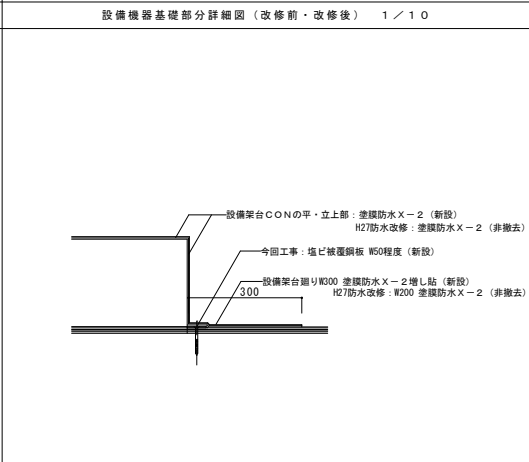
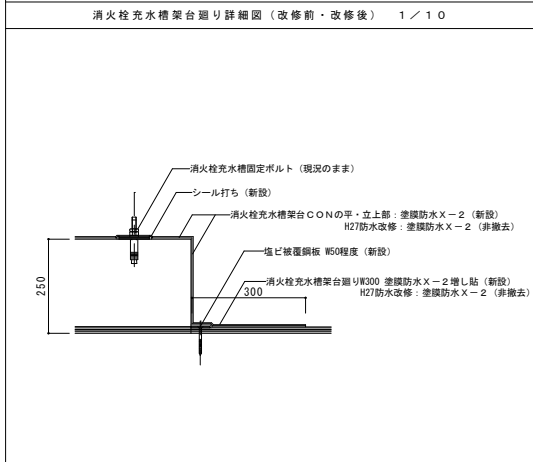
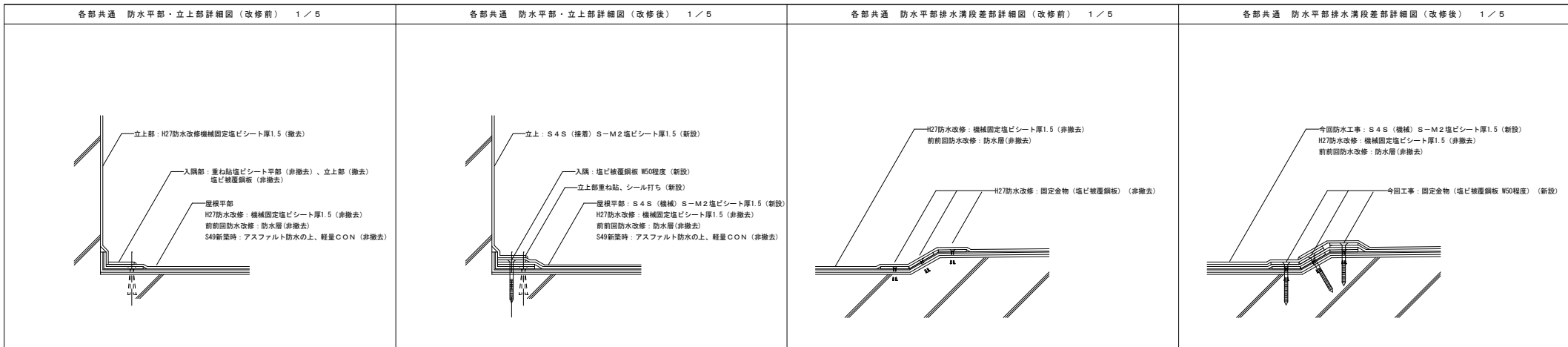
〒170-0031 東京都港区古1番町4-1-4 TEL 088-625-6346 FAX 088-658-2206 土藤誠一郎

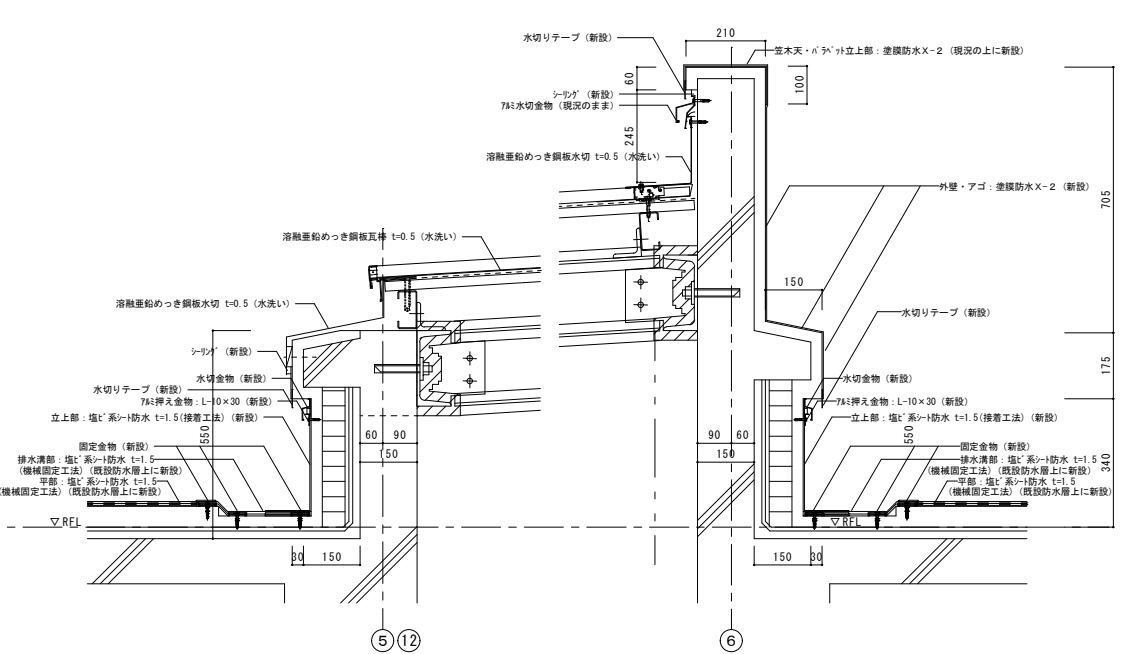
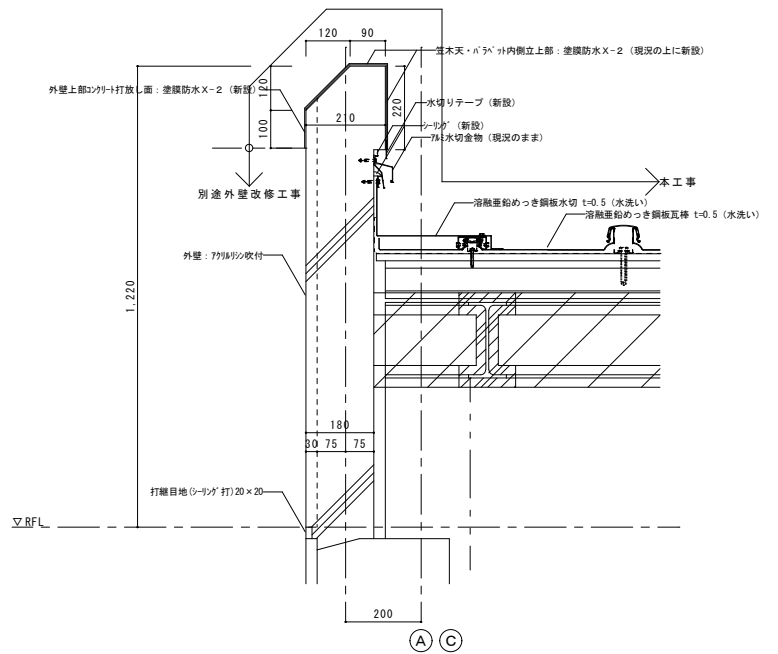
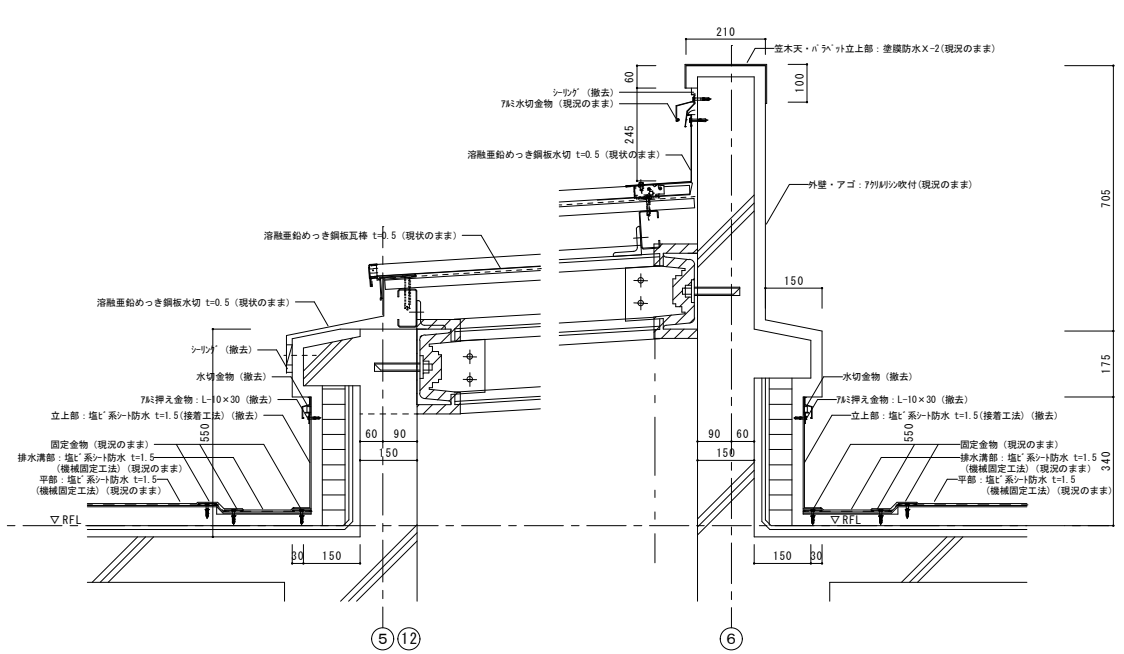
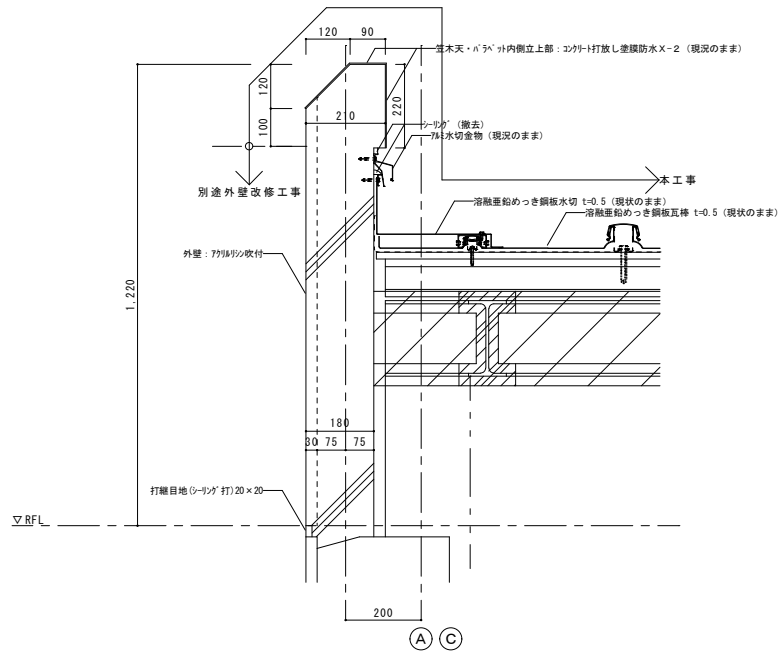
設計
A2 1/5・1/10
A3 1/7・1/14
設計年月日

工事名称 R6 常盤 臨町高等学校 美・臨町 管理棟防水改修工事

図面名称 屋上部分詳細図2 (参考図)

図案作成 図面番号
一級建築士
登録147684号
土藤誠一郎 B-012





年														
月		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目			
共通	打合せ	立会 ⇩		打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	打合 ⇩	
	承認等			施工図承認 ⇨										検査 ⇨
仮設工事（防水・外壁） （別途工事）	仮設計画	準備 ⇨	現地調査 ⇨	打合 ⇨										
	仮設工事			施工計画 ⇨	足場設置 ⇨									足場撤去 ⇨
防水改修建築工事	施工計画					準備・現地調査・施工計画 ⇨								
	撤去工事						撤去工事・下地工事 ⇨							
	防水工事							防水工事 ⇨		書類整理・検査 ⇨				
外壁改修建築工事 （別途工事）	施工計画	準備 ⇨	現地調査 ⇨	施工計画 ⇨								書類整理 ⇨	検査 ⇨	
	撤去工事				撤去工事 ⇨									
	外壁工事				外壁補修 軒末撤去 ⇨		下地工事 ⇨		外壁工事 樋取付 軒天取付 ⇨					
	建具工事							網戸取付・建具調整 ⇨		ガラス取替 ⇨				
	入口庇工事						下地工事 ⇨	屋根折板・軒天張替工事 ⇨						
	防水工事						下地工事 ⇨		防水工事 ⇨					
電気工事 （別途工事）	施工計画	準備 ⇨	現地調査 ⇨	施工計画 ⇨								書類整理 ⇨		
	電気工事				架線引替 ⇨	配管取外 ⇨				配管再取付 ⇨			架線復旧 ⇨	
管工事 （別途工事）	施工計画	準備 ⇨	現地調査 ⇨	施工計画 ⇨								書類整理 ⇨		
	管工事					配管取外 ⇨				配管再取付 ⇨				
空調工事 （別途工事）	施工計画	準備 ⇨	現地調査 ⇨	施工計画 ⇨						書類整理 ⇨				
	空調工事					室外機取外 ⇨				室外機再取付 ⇨				

※工程については、学校・監督員・別途工事業者・工事監理者等と必ず事前に協議調整の上、施工すること
 ※別途工事の工程については、設計時点の想定であるので、実情と異なる場合がある



工藤誠一郎建築地域研究所
 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES
 〒170-0031 東京都港区西1番町4-1-4 TEL 088-623-6346 FAX 088-658-2206 土曜日一部

設計
 概 尺
 設計年月日

工事名称 R6宮崎 脇町高等学校 美・脇町 管理棟改修工事建築
 図面名称 概略工程表（参考）

図面作成 図面番号
 一級建築士
 登録1.4.7.018.4号
 土藤誠一郎 B-015